

## 一般競争入札(貸付料率)による「清涼飲料水自動販売機設置事業者」募集要領

仙台市(担当:若林区区民部まちづくり推進課)では、次のとおり仙台市若林区文化センターに清涼飲料水自動販売機を設置する事業者を募集します。

貸付料率の一般競争入札により、自動販売機設置事業者を決定しますので、入札に参加を希望される方は、この募集要領の各事項及び関係法令等をご承知の上、お申し込みください。

### 1 募集物件

所 在	仙台市若林区南小泉一丁目1-1
設置場所	仙台市若林区文化センター1階及び2階
設置機種及び台数	一般型:2台 災害対応型:1台 ユニバーサル(バリアフリー)型:1台 合計4台 ※別紙「グリーン購入法基本方針(平成30年2月9日変更閣議決定)抜粋」参照。 ※自動販売機1台ごとに回収ボックス1台以上設置すること。

※ 設置場所は、別添「設置場所詳細図」を確認ください。

### 2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 個人の場合は仙台市内に住所を、法人の場合は仙台市内に本店又は支店・営業所を有し、市税の滞納がないこと。
- (3) 自動販売機(以下「自販機」という。)の設置業務について、3年以上の実績を有し、商品補充、金銭管理など自販機の維持管理を自己の責任において行う者であること。
- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条に規定する暴力団等との関係を有していないこと。
- (5) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体との関係を有していないこと。
- (6) 入札日の過去1年以内に、本市施設の自動販売機設置に関して、契約内容に反する行為を行った者でないこと。

### 3 契約上の条件等

#### (1) 貸付契約の内容

この貸付契約は、地方自治法第238条の4第2項第4号の規定に基づく市有財産(自販機設置場所)の一時貸付け(賃貸借契約)とします。

#### (2) 貸付期間

貸付期間は、平成30年10月1日から平成33年9月30日までの3年間とします。

ただし、更新は最初の3年間に限り認めます(貸付料率は変更しません。)

#### (3) 貸付料

貸付料は、自動販売機の売上に貸付料率の割合を乗じて得た金額(円未満は切り捨て)に、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とします。

本市が設定する予定貸付料率以上で、最高の割合の貸付料率を入札したものを設置事業者と決定します。

#### (4) 売上報告書の提出等

設置事業者は、売上状況を3ヶ月毎に取りまとめ、四半期最終月の翌月の15日までに、売上報告書を本市に提出することとし、四半期最終月の翌月の月末までに、本市が貸付料の納入通知書を送付しますので、指定期日までに納入していただきます。

(5) 電気料

電気料は、設置事業者が使用量を計る子メーターを設置の上、子メーターの使用量に基づき、仙台市が月毎に発行する納入通知書により、指定期日(翌月末)までに納入していただきます。

(6) その他

自動販売機設置の基準、使用済み容器の回収ボックスの設置及び管理等「自動販売機の設置に関する契約書」の契約内容をすべて遵守していただきます。

#### 4 申込方法等

(1) 受付期間 平成30年8月20日(月)から8月31日(金)まで(ただし、土、日曜日は除く。)

午前9時から午後5時まで(ただし、正午から午後1時までを除く。)

(2) 受付場所

仙台市若林区保春院前丁3-1

仙台市若林区区民部まちづくり推進課

電話 022(282)1111 内線 6133

(3) 申込方法

受付場所に直接書類を持参してください。

書類を確認の上、入札参加申込書の写しを交付します。

※ 郵送等による受付は行いません。

(4) 申込みに必要な書類

① 入札参加申込書(様式1)

② 法人の場合は商業登記簿(履歴事項全部証明書)の写し、個人の場合は住民票の写し

※発行後3ヶ月以内のものに限る。

③ 市税の滞納がないことの証明書

※市税の課税の有無にかかわらず、申請書を持参のうえ、区役所、総合支所税務課において交付(1通300円の手数料が必要です。)を受けてください。

④ 誓約書(様式2)

#### 5 入札及び開札の日時、場所等

(1) 入札及び開札の日時 平成30年9月11日(火) 午後2時30分

(2) 入札及び開札の場所 若林区役所4階第2会議室

(3) 入札の受付等

入札の受付は、入札開始時刻の30分前から行います。

なお、入札開始時刻に遅れると入札に参加できませんので、御注意ください。

入札(開札)会場への入室は、各社(者)1名とさせていただきます。

#### 6 入札の手続き

(1) 入札方法

① 入札書(様式3)には、貸付料率をパーセント(小数点第2位まで)で記載してください。なお、入札貸付料率は売上見込額に対する希望借受額(消費税相当額は含みません。)の割合です。

② 入札書は封筒に入れて、提出してください。

③ 代理人による入札の場合は、委任状(様式4)を提出し、委任を受けた方の名前で入札してください。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 入札時に持参する書類

- ① 入札参加申込書の写し(申込の受付時にお渡します。)
- ② 入札書及び封筒
- ③ 委任状(代理人の方が入札される場合)

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 一の入札について同一の者がした二以上の入札
- ③ 入札者の記名・押印のない入札
- ④ 貸付料率の記載が不明確な入札(貸付料率の訂正は認められません。)
- ⑤ その他入札に関する条件に違反した入札

(5) 落札者の決定

- ① 予定貸付料率以上をもって有効な入札を行った者のうち、最高の割合の貸付料率をもって入札した者を落札者とします。
- ② 落札となるべき同じ割合の貸付料率の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定します。
- ③ 予定貸付料率以上の割合の入札がない場合は、希望者により、直ちに、再度の入札を行います。
- ④ 落札者は、その権利を他者に譲ることはできません。

(6) 入札結果の公表

開札の結果、落札者があるときはその者の名称及び貸付料率の割合を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に知らせます。

7 契約の締結

落札者は、平成 30 年9月 18 日(火)までに契約書に記名押印していただきます。

期間内に契約書に記名押印しないときは、契約を締結しないものとみなします。

その場合、落札は無効となり、本市の一般競争入札に参加することができなくなることがあります。

8 その他

(1) 提出された申込書等は返却しません。

(2) 自販機の設置、撤去、維持管理(光熱水費等)及び原状回復に関する一切の経費は、自販機設置事業者の負担となります。

(3) 自動販売機4台で1社の募集とします。

(4) 貸付料率については、20%を下限とし、4台一律とします。

(5) 過去の売上実績等

・平成 29 年度(平成 29 年4月～平成 30 年3月) 売上実績:3,706,230 円 (4台分)

・平成 29 年度施設利用者数(平成 29 年度)

若林区文化センター:72,622 人, 若林区中央市民センター:71,960 人, 若林図書館 165,102 人

※文化センター及び中央市民センターについては施設利用申込者数, 若林図書館については貸出者数を基に算出。

9 問合せ先 仙台市若林区区民部まちづくり推進課 電話 022(282)1111 内線 6133